

安全・適正就業のしおり



公益社団法人
富士市シルバー人材センター

「安全に対する心がけと良い習慣づくりのために！」

公益社団法人富士市シルバー人材センターでは就業中及び就業途上における事故防止や不適切な請負・委任就業を適正化し、適正就業の確立を図っています。

このために「会員安全・適正就業基準」及び「作業別安全就業基準」に基づき、より良い就業ができるよう基準の見直し整備を行っています。このたび、安全・適正就業に係る活動内容を「安全・適正就業のしおり」（第二改訂版）としてまとめましたので活用をお願いします。

目 次

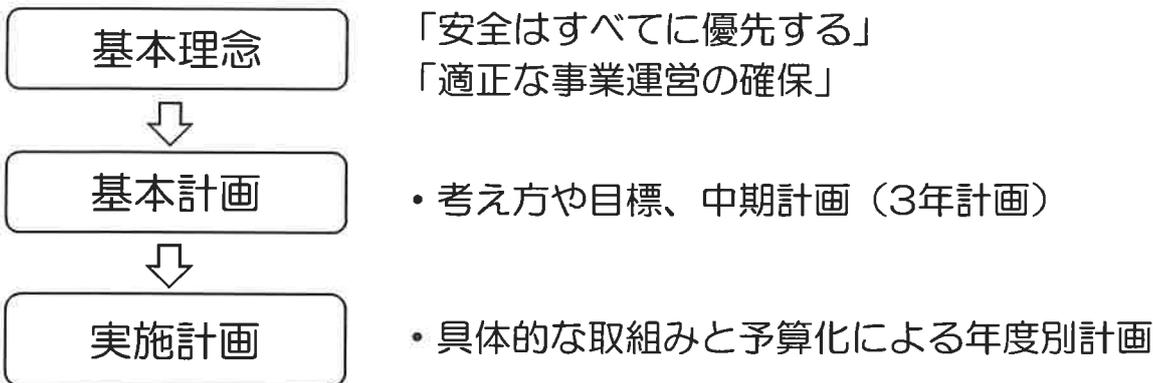
1	安全・適正就業の推進	P 2
	(1) 安全・適正就業対策の「基本計画」と「実施計画」	
	(2) 「安全就業」と「適正就業」	
2	「会員安全・適正就業基準」について	P 3～P 5
3	「作業別安全就業基準」について (安全保護具着用の徹底)	P 6～P 25
4	保険について	P 26
5	安全就業チェックシートについて	P 27
6	安全・適正就業パトロールについて	P 28
7	事故発生時の処理手順	P 29

1 安全・適正就業の推進

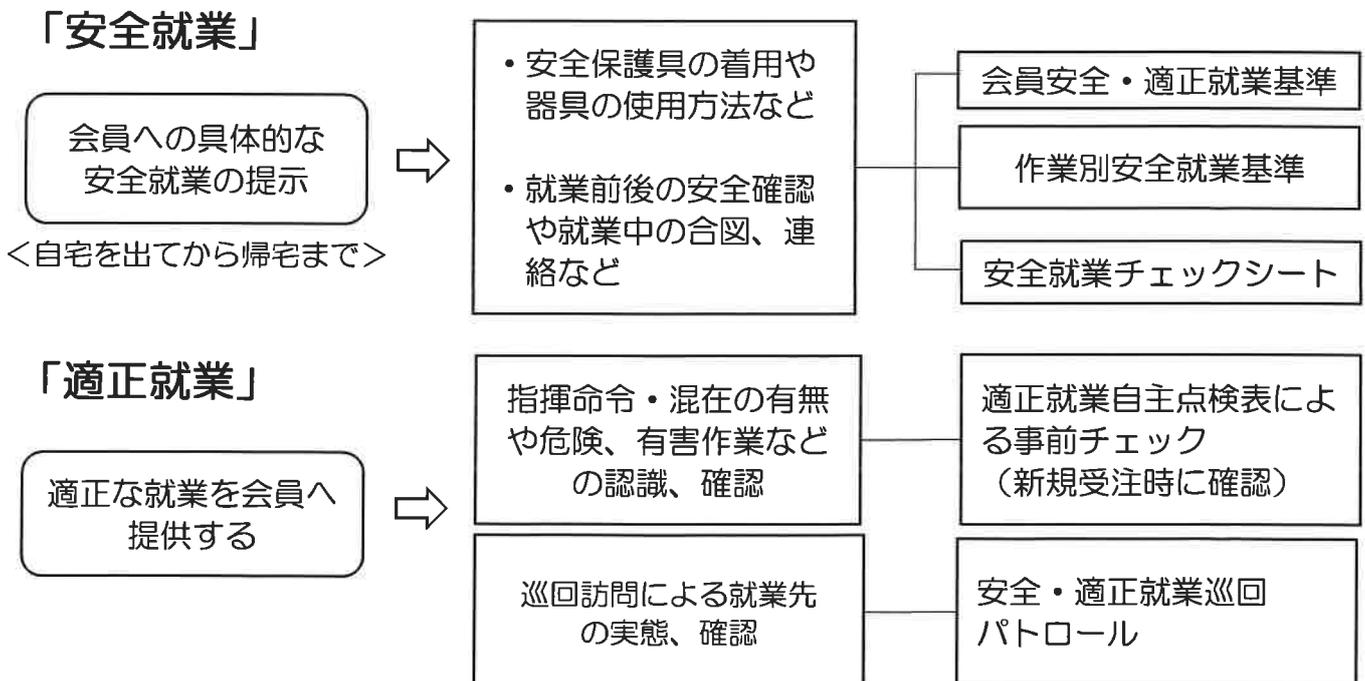
「安全・安心なシルバー事業」の構築を図るためには、安全就業対策を重要な課題として組織的に取り組むことを認識し、事故の防止とコンプライアンスの徹底に努めることが大切です。

- ・センターの安全・適正就業の考え方は「安全はすべてに優先する」とことと「適正な事業運営の確保」です。
- ・これを実現していくため「安全・適正就業対策基本計画」を策定し、基本計画にて安全・適正就業に対する考え方や計画目標などを明確にし、「実施計画」にて具体的な年度別計画と取組みを決めて進めています。

(1) 安全・適正就業対策の「基本計画」と「実施計画」



(2) 「安全就業」と「適正就業」



2 「会員安全・適正就業基準」について

公益社団法人富士市シルバー人材センター 会員安全・適正就業基準

(目的)

第1条 この「会員安全・適正就業基準」は、公益社団法人富士市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に係る事故防止及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第42条に定められた業務に係る適正な就業を確保することを目的とする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、安全・適正就業に努めなければならない。

(安全就業基準)

第3条 会員は、就業にあたっては、次の安全就業を守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は、安全第一を心がけ、急いだり、あわてたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装・履物は、作業にあった動き易い物にすること。
- (4) 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場では、常に整理整頓を心がけること。
- (7) 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。
- (8) 作業場への行き帰りは仕事のうち、交通事故に気をつけること。
- (9) 健康には、常に注意し、健康な状態で就業すること。

また、感染症を防止するため3密(密閉・密集・密接)を避け、こまめな手洗いと消毒及びマスク着用を心がけること。

- (10) 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心がけること。

また、体調に異変を感じたり不安がある場合は、ためらわずに休業を申し出ること。

第4条 会員は、植木剪定・塗装・清掃等の作業に従事する場合は、別途に定める作業別安全就業基準を守り、安全就業に努めなければならない。

(安全保護具の着用)

第5条 会員は、高所作業に従事する場合は、必ず安全帽(ヘルメット)を着用するとともに必要に応じ安全帯を使用すること。

2 会員は、前項のほか安全面で保護する必要がある作業に従事する際は作業別安全就業基準に定める安全保護具を着用し、作業に従事しなければならない

(交通災害の防止)

第6条 会員は、就業先との往復時は時間にゆとりをもって、交通ルールを守るとともに交通事故に注意しなければならない。特に、自転車や原動機付自転車にあつては、十分注意して運転しなければならない。

2 会員は、路上及び道路沿いでの作業に際しては、交通事故に注意し、作業に従事しなければならない。

(作業環境の確認)

第7条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第8条 会員は、通行人に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない

(器具類の使用)

第9条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業すること。

2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに点検を実施しなければならない。

3 会員は点検において、不良箇所を発見したときは、その器具を使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

第10条 会員は、常に健康の保持に努め、健康診断は、進んで受けなければならない。

2 会員は、常に疲労が蓄積しないように、十分休養を取らなければならない。

(適正就業基準)

第11条 会員は、適正な就業を確保するため、次の事項について理解を深めるよう努めるものとする。

- (1) 労働関係法令等の知識の習得に関すること。
- (2) 業務内容に応じた適切な契約による就業に関すること。
- (3) 発注者に対する適正就業に係る理解に関すること。
- (4) 不適切な就業が疑われる場合の是正に関すること。

(報告義務)

第12条 会員は、就業先との往復時や就業中にけがをしたとき又は体に異状を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は本人がセンターに連絡し、応急の処置をとるようにしなければならない。

また、就業の実態が関係法令等に照らして不適切であることが疑われる場合についても、会員はセンターに報告し、必要な是正を求めなければならない。

(その他)

第13条 会員は、この基準に定める以外に、安全・適正就業に資する事項がある場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附 則

この基準は、平成6年7月22日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年10月6日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年5月18日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年7月21日から施行する。

3 「作業別安全就業基準」について

公益社団法人 富士市シルバー人材センター 作業別安全就業基準

この基準は、公益社団法人富士市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員安全・適正就業基準第4条に定める「作業別安全就業基準」です。

センター事業の目的である「健康で働く意欲のある高齢者が、就業を通じて、生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献していくこと」を再認識し、責任をもって仕事を遂行するためには事故から身を守り、会員一人ひとりが安全を自分の問題として取り組む「安全は自己管理から」という意識を持つことが大切です。

本基準は就業に当たっての安全対策の基本として活用するものです。

	目次	・・・・・・・・	6
1	共通事項	・・・・・・・・	7
2	植木剪定	・・・・・・・・	8～10
3	草刈	・・・・・・・・	11～12
4	除草	・・・・・・・・	13～14
5	室内清掃	・・・・・・・・	15～16
6	屋外清掃	・・・・・・・・	17
7	塗装	・・・・・・・・	18
8	大工・木工	・・・・・・・・	19
9	福祉・家事援助	・・・・・・・・	20
10	発掘調査	・・・・・・・・	21
11	まちづくりセンター管理	・・・・・・・・	22
12	ひよこクラブ（一時預り）	・・・・・・・・	23
13	自転車等の整理	・・・・・・・・	24～25
	附 則	・・・・・・・・	25

1

共 通 事 項

作業別安全就業基準

項 目	内 容
交通事故の防止	<ol style="list-style-type: none"> 1 就業先への往復時は、交通ルールを守るとともに心と時間に余裕を持ち、交通事故防止に努めること。 2 自転車やバイクを運転する場合は、ヘルメット等、身を守るために必要な保護具を着用すること。
作業環境の確認	<ol style="list-style-type: none"> 1 可能な限り就業場所を、事前に下見するとともに作業に当たっては、安全衛生面において問題がないか確認した上で着手すること。
安全保護具の着用	<ol style="list-style-type: none"> 1 作業に当たっては、保護帽・作業帽・保護メガネ・手袋・手甲・安全帯・安全靴・マスクなど、作業に必要な指定の保護具を着用すること。
工具器具の点検整備の励行	<ol style="list-style-type: none"> 1 作業着手前に必要な工具器具の確認と点検及び動作確認をするとともに、正常な取扱方法により作業すること。 2 使用後及び定期的に点検整備し、常に最良の状態を保つようにすること。
安全標識の設置	<ol style="list-style-type: none"> 1 通行人や車両等に対し、危険と思われる作業を行う場合は、作業中であることが判別出来る標識や防護柵・防護ネットなどを設置し、事故防止に努めること。
健康管理の励行	<ol style="list-style-type: none"> 1 毎年定期的に健康診断を受診し、結果をセンターへ報告するとともに、体調の維持管理に努め、常に健康な状態で就業すること。 2 感染症防止のため3密(密閉・密集・密接)を避け、こまめな手洗い消毒とマスクの着用及び咳エチケットに注意すること。
連絡・報告の義務	<ol style="list-style-type: none"> 1 就業先への往復途上や就業中の事故及び体調に異常が生じた時は、直ちに本人または共同作業中の者が、センター事務局に連絡、報告し、必要な措置をとること。 2 作業中に危険を感じた時(1.5m以上の植木剪定、室内清掃を除く高所作業、15kg以上の重量物取扱い、危険有害物の取扱い発生時など)は直ぐにセンター事務局へ連絡、報告し、必要な措置をとること。
安全・適正就業の確保	<ol style="list-style-type: none"> 1 就業先において、センターから提供された業務以外に従事することなく、常に安全・適正就業に心がけ、傷害、損害事故等を起こさないよう十分注意すること。 2 会員は故意又は重大な過失又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したときなど、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は会員が負うものとする。
屋外・屋内での作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 こまめに休息をとり、熱中症の予防のため、水分の補給や換気に注意すること。 2 光化学スモッグ注意報が発令されたら、十分注意して作業すること。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 喫煙は、作業場以外の指定場所で行い、喫煙しながらの就業は絶対に行わないこと。

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
基本作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 作業の開始前・終了時には、お互いに挨拶をすること。 2 作業前に、作業箇所・手順の確認や安全の注意事項などについての打ち合わせを行うこと 3 作業前に近隣に迷惑がかからないか確認し、一声かけること。 4 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。 5 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業服は、長袖、長ズボンを着用し虫などが入らない袖口のしまったものを選ぶこと。 (2) 作業靴は、履きなれたもの、滑りにくいものであること。 6 保護帽は必ず着用し、あご紐は正しく掛けること。 7 準備体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 8 作業現場に着いたら、周囲の危険箇所を確認すること。 9 作業現場は常に整理整頓に心がけること。 (道具や剪定済み枝など) 10 道具、剪定枝などの運搬は、慎重に行うこと。 11 道具・機具類の使用は、正しい使用方法によること。 12 共同作業では、合図・連絡・確認を正確に行うこと。 13 作業は、基本的に複数人によることとする。 14 剪定作業中及び樹枝の切り落としの際は樹下の安全確認を行い、声掛けをすること。(上、下作業の禁止) 15 昇降時は、手に鋏など道具類を持たないこと。また、飛び降りないこと。 16 作業中の梯子周辺には、鋏など刃物類を放置しないこと。 17 雨天時等の作業は、滑り易いので避けるとともに、作業途中で雷雨が発生した場合は、作業を中止すること。 18 こまめに休息をとり、熱中症の予防のため、水分を補給すること。 19 光化学スモッグ注意報が発令されたら、十分注意して作業すること。 20 蜂の巣やチャドク蛾などの害虫などに注意すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 蜂や毛虫などによる被害を受けないよう、事前の調査や害虫予防の処置をすること。 (2) 被害を受けたときは塗り薬などで応急処置をした上で、症状に応じて医師の診断を受けること。 	<p>保護帽</p> <p>安全帯</p> <p>害虫スプレー</p>

<p><続き></p> <p>三脚 脚立 使用作業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 アルミ製のものを使用すること。 2 使用前に十分点検し、特に脚立の棧の腐食、三脚の固定状況、股開き止め、閉じ止め等の装置を点検すること。 3 丈夫な股開き止め及び閉じ止め付のものを使用すること。 4 設置は、足と水平面の角度が75度以下になるように立て、樹冠に対し直角に設置すること。 5 滑ったり傾いたりしないよう頂部を固定し据え付け、開き止め、閉じ止めを確実に掛けること。 6 前記の二等辺三角形の外に身体の重心がでない範囲で行うと共に、身を乗りだすなど無理な姿勢で作業をしないこと。 7 三脚脚立の一段目に乗り、左右に体重をかけて脚立の安定を確認すること。 8 脚立の上部は必ずロープで固定し、倒れないようにすること。 9 最上高さでの作業は天板から少なくとも二段下の踏棧に立ち体を支えること。 	<p><続き></p> <p>保護帽</p> <p>安全帯</p> <p>開、閉止め 金具</p>
<p>梯子使用 作業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。 2 梯子の上部は必ずロープで固定し、倒れないようにすること。 3 地面との角度が75度になるようにかけることを原則とし、梯子の上部は、60cmぐらい上方に出るようにすること。 4 身を乗り出すなど、無理な姿勢で作業をしないこと。 5 道路・通路周辺での作業は、標識を設けるなど、作業エリアの確保と通行を邪魔しないこと。 6 樹木に梯子を立て掛ける際は、ロープで固定し、樹木の腐食、弱枝や地盤の沈下等を確認すること。 7 梯子の一段目に乗り、左右に体重をかけて梯子の安定を確認すること。 8 梯子上1.5m以上の作業では必ず安全帯を使用すること。 	<p>保護帽</p> <p>安全帯</p>
<p>足場使用 作業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 作業床が幅40cm以上になるように2枚以上掛け渡すこと。 2 丈夫なものを使用し、たわみがあまり大きくならないこと。 3 脚立などを利用して足場板を掛け渡すときは、脚立などの設置間隔を1.8m以下とし、足場の設置高さは2m以下とすること。 4 足場板等は、ロープやゴムバンド等でしばり固定すること。 5 足場板上では、無理な姿勢で作業をしないこと。 6 足場として、土塀やブロック塀の上など、間に合わせの足場を使用せず、梯子・三脚脚立・踏み台などを用いること。 7 足場上での作業時は、安全帯を使用するか安全柵を設ける等、必ず落下防止対策をして作業すること。 	<p>保護帽</p> <p>安全帯</p>

<p><続き> 樹上での作業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地上より1.5m以上の樹上での作業をする場合は、安全帯及び保護帽を着用し、あごひもは必ず、正しく掛けること。 2 安全帯を使用する時は腰より高い位置に掛けること。 3 枝の折れやすい樹種、滑りやすい樹皮の樹種での作業は、慎重に行なうこと。 4 樹枝につかまったり、体重を掛けたりするときは、安全を確認し、枯れ枝等に注意すること。 5 直径10cm以上の枝を切る場合には、上部から2本のロープを掛け、下から上へ幹から10cm程のところを、枝直径の3分の1ほどノギリでひき目を入れ、ひき目より先端に向って5cmの所を切り落とす。その後、残部を平らに切り落とすこと。なお、伐採枝を降ろす場合は電線等に注意すること。 6 バランスを崩した場合に備えて、つかまるところを確認しておくこと。 7 雨天時の作業は滑りやすいので避けること。 	<p><続き> 保護帽 安全帯</p>
<p>刈り込み作業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 共同で刈り込み作業を行う場合は、刃先に十分注意すること。また、互いに作業半径内に接近しないようにし、向かい合う位置で作業を行わないこと 2 使用休止中の刈り込み鋏は、立て掛けたり、刃先を上向きにしないようにすること。邪魔にならない所で、かつ、目立つ所に刃を下向きにして置くこと。 	<p>保護帽</p>
<p>運搬作業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 重量等の限界を見極め、正しい姿勢で行い、特に腰部を痛めないよう慎重に行うこと。 2 15kg以上の重量物は2人作業で処理すること。 3 運搬経路の障害物は取り除き、足場の安全を確認すること。 4 トラックへの各種道具の積み下ろしは、荷崩れのないように行うこと。 5 トラックでの荷の運搬は、2人以上で行い、荷物の飛散と荷崩れに注意すること。荷台から飛び降りないこと。 6 荷台に人を乗せたまま、車を移動させないため、必ず降りたことを確認し発進すること。 	<p>保護帽</p>
<p>動力機器使用作業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 トリマーやチェーンソー等、動力機器の使用時は、正常な取扱方法で使用すること。 2 剪定枝など飛散物で周囲の人や物を傷つけないよう養生をすること。 3 チェーンソーによるキックバック事故に注意すること。 4 エンジン式機器使用時は排気ガスに注意すること。 5 飛散物から目を守るため、ゴーグルなど保護メガネを使用すること。 6 (1) 電動機器は濡れた手で取り扱わないこと。 (2) コードやプラグの痛んだものは、取り扱わないこと。 (3) スイッチの入切やコンセントの差込み、引抜きは、慎重に行うこと。 (4) 故障している機器は、使用しないこと。 	<p>保護帽 マスク 保護メガネ</p>

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
基本作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 作業の開始前・終了時には、お互いに挨拶をすること。 2 作業前に、作業個所・手順の確認や安全の注意事項などについての打ち合わせを行うこと 3 作業前に、近隣に迷惑がかからないか確認し、一声かけること。 4 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。 5 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業服は、長袖、長ズボンを着用し、虫などが入らないよう袖口のしまったものを選ぶこと。 (2) 作業靴は、底の厚いもので、滑りにくいものを使用すること。 6 保護帽・保護メガネ・手袋は、必ず着用し、保護帽のあご紐は、正しく掛けること。 7 準備体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 8 周囲の安全を確認し、斜面での作業は、滑りやすい易いので十分注意すること。 9 作業現場は、常に整理整頓に心がけること。 10 重量物の運搬は、慎重に行うこと。 11 道具・機具類の使用は、正しい使用方法によること。 12 共同作業では、合図・連絡・確認を正確に行うこと。 13 作業は、基本的に複数人によることとする。 14 こまめに休息をとり、熱中症の予防のため、水分を補給すること。 15 光化学スモッグ注意報が発令されたら、十分注意して作業すること。 16 蜂の巣やチャドク蛾などの害虫などに注意すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 蜂や毛虫などのよる被害を受けないよう、事前の調査や害虫予防の処置をすること。 (2) 被害を受けたときは塗り薬などで応急処置をした上で、症状に応じて医師の診断を受けること。 	<p>保護帽</p> <p>保護メガネ</p> <p>手袋 (防振皮手など)</p> <p>耳栓 (イヤーマスクなど)</p>
刈払機 使用作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用前に、必ず点検すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業環境に合った刃を使用すること。 (2) ネジの緩みはないか確認すること。 (3) 刃先にひび割れ、めくれ、まがり、刃の欠け等の異常がないか、点検し、異常がある場合は、使用しないこと。 	<p>保護帽</p> <p>保護メガネ</p> <p>防護ネット</p>

<p><続き></p> <p>刈払機 使用作業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 2 飛散防止カバーは、必ず正しい位置に取り付けること。 3 作業中は、半径10m以内に他の人を近付けないこと。 4 腰バンドの付いた肩掛け式ハンドル又はツークリップ式の刈払機を使用する。 5 作業前に周囲の障害物を確認し、事前に除去しておくこと。 6 近くに家屋や駐車場施設などがある場合は、石などの飛散を防止するため、防護ネットを必ず使用すること。 7 防護ネットが張りにくく、また、防護ネットだけでは小石の飛散による事故が防止できない現場では、チップソーやナイロンコードを使用しないこと（カルマー式刈払機、手刈りに対応） 8 埋設物や配管など、事前に障害物がないか、確認し、目印などを表示し、安全対策をしておくこと。 9 ガソリンなど給油時に燃料がこぼれた場合は、エンジン始動時、引火しやすいので十分注意すること。 10 刈払機の連続使用時間は、おおむね30分以内とし、一連続作業時間の後、5分以上の休止時間を設けること。 11 雨天時等の作業は、滑り易いので避けるとともに、作業途中で雷雨が発生した場合は、作業を中止すること。 12 刈払機は、必ずエンジンを止めてから掃除・注油・修理・点検等を行うこと。 13 運搬及び格納時には、回転刃に保護カバーをつけること。 	<p><続き></p> <p>保護帽</p> <p>保護メガネ</p> <p>防護ネット</p>
<p>薬剤 使用作業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用にあたっては、容器の表示事項等を確認し、安全かつ適正に使用すること。（希釈倍率や他薬剤との混合など） 2 散布にあたっては、必ずゴム手袋・保護マスク・保護メガネを着用し、風向には十分注意するとともに、周辺の人や動植物等にも配慮すること。 3 水源・河川・池及び農作物等の周辺での使用に際しては、十分注意するとともに、残った薬剤は、適切に処理すること。 4 作業後は、顔や手・眼をよく洗うとともに、めまいや頭痛などが生じた時は、直ちに医師の診断を受けること。 	<p>保護メガネ</p> <p>ゴム手袋</p> <p>マスク</p>
<p>運搬作業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 運搬は、限界を見極め、正しい、無理のない姿勢で行い、特に腰部を痛めないよう慎重に行うこと。 2 15kg以上の重量物は2人作業にて処理すること。 3 運搬経路の障害物は、あらかじめ取り除き、足元の安全を確認すること。 4 トラックへの各種道具の積み下ろしは、荷崩れがおきないように、注意して行うこと。また、荷台の作業では、保護帽を着用すること。 5 荷台に人を乗せたまま車を移動させないため、必ず降りたことを確認し、発進すること。 	<p>保護帽</p>

作 業 名	安全作業のポイント	安全保護具
基本作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 作業の開始前・終了時には、お互いに挨拶をすること。 2 作業前に、作業個所・手順の確認や安全の注意事項などについての打ち合わせを行うこと。 3 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。 4 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業服は、長袖、長ズボンを着用し、虫などが入らないよう心掛けること。 (2) 作業靴は、底の厚いもので、滑りにくいものを使用すること。 (3) 手袋(軍手等)を必ず着用すること。 5 準備体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 6 作業現場に着いたら、周囲の危険個所を確認すること。 7 作業現場は、常に整理整頓に心がけること。 8 斜面での作業は、滑りやすい易いので十分注意すること。 9 道具類の使用は、正しい使用方法によること。 10 重量物(15Kg以上)の運搬は2人作業で処理すること。 11 共同作業では、合図・連絡、確認を正確に行うこと。 12 長時間の作業は避けること。 13 雨天時等の作業は、滑り易いので避けるとともに、作業途中で雷雨が発生した場合は、作業を中止すること。 	手 袋
炎天下での作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 日よけ帽を必ず着用すること。 2 こまめに休息をとり、熱中症の予防のため、水分を補給すること。 3 光化学スモッグ注意報が発令されたら、十分注意して作業すること。 	日よけ帽
手作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガラスの破片、釘等に十分注意すること。 2 蜂の巣やチャク蛾などの害虫等に注意すること。 ・蜂や毛虫などによる被害を受けない様事前の調査や害虫予防の処置をすること。 3 作業場所によっては、保護カネを着用すること。 	害虫スプレー 保護カネ

<p><続き> 手作業</p>	<p>4 鎌を使つての作業では、遊び手に注意し、安全第一を心掛けること。</p> <p>(1) 腰を落し、膝をつくなど、正しい姿勢で使用するこゝと。</p> <p>(2) 共同で作業を行う場合は、作業空間を十分にとり、刃先に注意すること。</p> <p>(3) 使用休止中の鎌は、邪魔にならない所で、かつ目立つ所に刃を下向きにして置くこと。</p> <p>5 害虫の被害を受けた時は、塗り薬などで、応急処置をした上で、症状に応じ医師の診断を受けること。</p>	<p><続き> 害虫スプレー 保護カネ</p>
---------------------------	--	---------------------------------------

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
基本作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全第一に考え、室内の物品等に注意し、安全就業に心掛けること。 2 服装は、常に衛生的に心掛け、汚れのない状態で使用すること。 3 作業は、正しい姿勢で、落ち着いて行うこと。 4 作業中は、作業に専念し、私語は慎むこと。 5 洗剤等を使用する場合は、滑り易く、飛散し易いので特に注意すること。 6 洗剤や薬剤を使用する時は、性質がいろいろあるので、使用上の注意事項を確認して正しく使用し、必要に応じてゴム手袋や保護メガネを使用する。 万一目に入った時は、すぐに大量の水で目を洗うこと。 7 作業後は、必ず手や顔を洗うこと。 8 機械器具を使用中、機器の故障や異常を発見した時は、修理が終わるまで使用しないこと。 	<p>ゴム手袋</p> <p>保護メガネ</p>
窓ガラスの清掃作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 清掃器具は、正常な取扱方法で使用すること。 2 ガラス部に手をついたり、体を支えたりしないこと。 3 窓・ドア等の開閉には、十分注意して作業を行うこと。 4 無理な姿勢での作業はしないこと。 	<p>ゴム手袋</p> <p>保護メガネ</p>
電動機器の使用作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 電動機器の使用 <ol style="list-style-type: none"> (1) 濡れた手で取り扱わないこと。 (2) コードやプラグの痛んだものは、取り扱わないこと。 (3) スイッチの入切や、コンセントの差込み引抜きは、慎重に行うこと。 (4) 故障している機器は使用しないこと。 (5) 電気コードは出来る限り短くし、作業の邪魔にならないよう注意して使用すること。 2 ポリッシャーの使用 <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業に合った大きさのポリッシャーを選んで作業すること。 (2) ハンドルは、両手でしっかり持って、正しく操作すること。 	

<p><続き> 高所作業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 高所作業中は、保護帽及び安全帯を着用し、保護帽のあご紐は正しく掛けること。 2 踏み台や梯子等は、不安定な場所に立てないこと。 3 踏み台を重ねたり、回転椅子や折りたたみ椅子は、絶対使用しないこと。 4 資材や器具が上から落下しないように、気をつけること。 5 三脚脚立の使用 <ol style="list-style-type: none"> (1) 丈夫な構造のものを使用すること。 (2) 安定した水平な床面で使用すること。 (3) 開き止め、閉じ止めを確実にかけ、使用すること。 (4) 飛び降りないこと。 (5) 脚立上では、無理な姿勢で作業しないこと。 6 梯子の使用 <ol style="list-style-type: none"> (1) 幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。 (2) 上部はロープで固定し、倒れないようにすること。 (3) 滑る床や踏み台の上に立てないこと。 (4) 立て掛ける角度は、床に対して75度以下にすること。 (5) 1段目に乗り、左右に体重をかけて梯子の安定を確認すること。 (6) 身を乗り出すなど無理な姿勢で作業をしないこと。 	<p><続き> 保護帽 安全帯</p>
----------------------------	--	-----------------------------------

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
基本作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全第一に考え、室外の物品等に注意し、安全就業に心掛けること。 また、仕様のない作業(高所での植木枝払い作業など)は保護具や必要な要員など安全対策の準備が十分でないことから危険なので絶対に行わないこと。 2 服装は作業に合ったものを着用すること。 3 準備体操など、体をほぐしてから作業に従事すること。 4 作業現場に着いたら、周囲の安全を確認し、安全衛生面において支障が無いことを確認した上で、作業に着手すること。 5 作業現場は、常に整理整頓を心掛けること。 6 通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識を設置し、事故の防止に努めること。 7 路上での作業に際しては、交通ルールを守るとともに、黄色の帽子や腕章・ベスト等、目立つ服装を着用し、交通事故防止に努めること。 8 雨天時等の作業は、滑り易いので避けるとともに、作業途中で雷雨が発生した場合は、作業を中止すること。 9 こまめに休息をとり、熱中症の予防のため、水分を補給すること。 10 光化学スモッグ注意報が発令されたら、十分注意して作業すること。 	作業帽
器具類の使用	<ol style="list-style-type: none"> 1 道具、機具類の使用は、正しい使用方法によること。 2 作業に使用する器具類は、常に点検・整備をしておくこと。 3 作業に際しては、施設等を損傷させないように注意すること。 	
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 坂道に車両を止める時は、車止めを確実に設置すること。 2 傾斜地で作業する際は、滑りやすいので注意すること。 (足元の確保と滑りにくい履物など) 	

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
基本作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 有機溶剤や粉塵を吸い込む恐れがあるので、年2回以上の健康診断を受ける等、自発的に健康管理に努めること。 2 安全第一に考え、安全就業に心掛け、作業中の私語は慎むこと。 3 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業着の上着は、突起物や大きなボタン等のないものとし、上着の裾は、いつもスボンの中に入れておくこと。また、上着の袖口やスボンの裾は、締まったものを着用すること。 (2) 保護帽は、正しく着用すること。 (3) 作業靴は、履きなれたもので、滑りにくく底の厚いものを使用する。 4 高所作業(作業床より1, 5m以上の高さで行う作業)は行わない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1, 5m以下の作業であっても作業現場が不安定で不安全状態のため転倒、転落するなどの危険がある場合も行わない。 5 準備体操をし、体をほぐしてから作業に従事し、作業中は私語を慎み合図の確認を徹底すること。 6 作業現場周辺の安全を確認し、常に整理整頓に心がけること。 7 工具類や機械は、正しい使用方法によること。 8 有機溶剤類の塗料を使用する際は、換気に注意し作業すること。 9 作業中に塗料・溶剤等が目に入った場合は、速やかに洗眼すると共に、必要に応じ医師の診断を受けること。 10 床にこぼれた塗料等は、直ちに拭き取ること。 11 作業後は、床面等の清掃・片付けを行うこと。 	<p>防塵マスク (防塵、防毒)</p> <p>保護メガネ</p> <p>保護帽</p>
表面処理・剥離作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 表面処理剤や剥離剤を使用するときは、手袋・前かけ・長靴を着用すること。 2 剥離作業を行う場合は、保護メガネ・防塵マスクを着用すること。 3 薬品が、皮膚に付着した場合は、ただちに清水で十分洗うこと。 	
塗装作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 被塗装物の中心に位置をとり、安定した姿勢で作業すること。 2 各種塗料を塗布するときは、通風に配慮し、作業すること。 3 必要に応じて、換気すること。 4 塗装作業中は、火気に注意すること。 	

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
基本作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 当日の作業内容を確認し、必要な機具や材料を予め用意すること。 2 服装は、作業に適したものを着用すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保護帽は、必ず着用すること。 (2) 作業靴は、履き慣れたもので、適した履物を履くこと。 3 作業現場に着いたら周囲の状況を把握し、作業手順を確認すること。 4 作業現場の周辺は、常に整理整頓に心掛け、安全を確認してから作業を行うこと。 5 高所作業(作業床より1, 5m以上の高さで行う作業)は行わない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1, 5m以下の作業であっても作業現場が不安定で不安全状態のため転倒、転落するなどの危険がある場合も行わない。 	保護帽

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
清掃	<ol style="list-style-type: none"> 1 掃除機のかけ方、使用する洗剤等、発注者の習慣・方法を基本とすること。 2 掃除の時に動かした物は、元の場所に戻すこと。又置物や道具・器具などを破損しないよう取扱いに注意すること。 3 整理・整頓時は、勝手に片付けないこと。 4 掃除機の使い方、洗剤の収納場所、掃除の仕方を毎回たずねないように、メモを取り覚えること。 5 浴室の清掃時など洗剤を使用する時は、効能をよく読み、化学反応に注意すること。(特に漂白剤) 6 ホコリの多い場所や洗剤を使用する場合は、マスクや手袋など保護具を着用すること。 	<p>手袋</p> <p>マスク</p>
買物	<ol style="list-style-type: none"> 1 買い物の内容は、商品名・個数を確認し、必ずメモをとること。 2 勝手な判断で買い物の内容を変更しないこと。 3 頼まれた物がなかった場合は、代用品などを勝手に買わないこと。 	
洗濯	<ol style="list-style-type: none"> 1 洗濯する場合は、まず洗濯機を回してから、他の家事をすること。 2 洗濯物を一枚ずつ確認し、洗濯機に入れること。 3 洗濯物を取り入れたり、畳んだりし易いように、干す場所・干し方を工夫すること。 4 洗濯物の収納場所を確認し、片付けること。 5 基本的な洗濯に関する知識を身に付けておくこと。 6 使用する洗剤の種類や量は、勝手に判断しないこと。 7 排泄物で汚染したものを、他の洗濯物と一緒に洗わないこと。 	<p>ゴム手袋</p>
調理	<ol style="list-style-type: none"> 1 献立の内容は、発注者と相談して決めること。 2 調理をする前に必ず手を洗うこと。 3 下ごしらえの方法は、それまでの習慣を把握しておくこと。 4 味付けは、発注者に確認を取ること。 5 使用した調理器具や台所用品などは、必ず元の位置に戻すこと。 6 基本的な調理方法を身に付けておくこと。 7 食材を勝手に捨てないこと。 8 調理の量が少なすぎたり、必要以上につくりすぎたりしないこと。 	

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
基本作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 季節を問わず、屋外作業であるため、自己の健康管理には日頃から十分考えて生活すること。 2 服装は、季節や天候・地質・規模などに合わせて着用すること。 3 気温や湿度の高い日は、特に、こまめに水分を補給し、体調管理に注意すること。(熱中症などの防止) 4 作業手順は、市の現場責任者と事前打ち合わせをした上で作業すると共に、状況に応じ現場責任者の指揮、命令下で安全を確認し、作業を完了すること。 5 就業現場への往復は時間に余裕を持ち、交通事故に気を付けること。 6 安全保護具の着用については、就業場所により異なる場合があるので、状況に応じ作業に適した保護具を着用し、事故防止に努めること。 7 1.5m以上の地下での発掘作業現場周囲で作業する場合は、保護帽と安全帯を使用すること 	<p>日よけ帽</p> <p>保護帽</p> <p>安全帯</p>

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
基本作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 出入口の段差や床・階段などに滑りやすい箇所はないか確認すること。 2 照明や空調機器に異常はないか、確認すること。 3 厨房や手洗い場などの給水・ガス設備等に異常はないか確認すること。 4 室内の窓や換気設備に異常はないか、確認すること。 5 非常灯や誘導灯等非常機器に異常はないか、確認すること。 6 各室内の機材・道具類に破損や不具合なものはないか、確認すること。 7 整理・整頓・清掃に異常はないか、確認すること。 8 倉庫や駐車場・建物周辺に異常はないか、確認すること。 9 その他利用者の安全・衛生上問題はないか、確認すること。 10 始業・終業点検は、チェックリスト等により、予め定めた順路に従い点検漏れのないよう確実に実施すること。 	
安全衛生管理	<ol style="list-style-type: none"> 1 定期的に健康診断を受けるなど自己の健康管理に留意し、万一、体調不良等により就業に支障が生じる場合は、速やかに関係者に連絡し、必要な措置を取ること。 2 服装は特に定めないが、常に清潔感のあるものを着用し、利用者に不快感を与えない、接客にふさわしい身だしなみを心掛けること。(襟のある服装・かかとのある履物・名札着用) 3 利用者からの要望や苦情などの申し出に際しては、相手の話をよく聞き、誠意ある対応を心掛けること。 	
火災・地震・風水害の発生	<ol style="list-style-type: none"> 1 自らの安全を確保し、利用者に知らせ、関係先に連絡、報告する。 	保護帽
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 就業途上や就業中にトラブルや事故等に遭遇した場合は、速やかに、まちづくりセンター長やシルバー事務局など関係者に状況を連絡し、相談する。 	

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
基本作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 いつも笑顔で、感情をコントロールして、子どもと円滑・公平に接し、しつけでなく愛情一杯にあそばせましょう。 2 会員同士は、「さん」、子どもには、「愛称」または「ちゃん」で呼び合う。 	
身だしなみ	<ol style="list-style-type: none"> 1 服装はエプロンとズボン等の動きやすい服装とする。 2 清潔感のある化粧とし、アクセサリーはつけない。 3 髪型は、清潔にし、長い場合は束ねる。 4 爪は常に切り、清潔にしておく。(ネイルの場合は無色) 5 託児の際は、手洗い・うがい・消毒をする。 6 常に健康に心がけ、体調不良のある場合は、代理を頼む。 	
就業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 見守りを中心に自由に遊ばせる。 2 遊具あそび・絵本の読み聞かせなど、子供の発達にあった遊びをする。 3 子どもに対して目配り・気配りを重視し、体調の悪い場合は、速やかに保護者に連絡をする。(カゼ・発熱発疹等) 4 活動日誌は、就業前に事務局より受け取り、就業後提出する。 	
安全就業	<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの安全を第一とする。 2 緊急時の対応は、救急車を呼ぶとともに、応急処置法を行う。 3 プレイルーム等において危険個所がある場合は、速やかに事務局に報告し、安全対策を講じる。 	

13 自転車(原動機付き自転車を含む)などの整理(以下「自転車」という。)

作業別安全就業基準

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
基本作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 常に健康の維持管理に努め、体調が思わしくないときは、就業を控えること。 2 常に安全第一を考え、安全就業に心掛けること。 3 服装・履物は、作業にあったものを着用し、腕章など周囲から目立つものを着用すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業服は、季節、天候に合ったものを着用すること。 (2) ひも類の付いている服は、着用しないこと。 (3) ポケットはひっかからないように、チャック、ボタンがかかるものを着用する。 (4) 作業靴は、底の滑りにくいもので、表面(甲)の丈夫なものを着用すること。 (5) シルバーの作業帽は、必ず着用すること。 (6) 手袋(軍手)を必ず着用すること。 4 準備体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 5 自分の体力を十分認識し、割り当てられた作業量の達成が無理と感じた時は、リーダーや事務局に申し出て、適正配置の措置をとってもらうこと。 6 就業途中で体調が悪くなったら、無理せず作業を中止すること。 7 台風、大雨、大雪など悪天候の場合は、無理せず作業を中止すること。 8 喫煙しながらの就業は、絶対に行わないこと。 9 作業現場の状況を必ず確認すること。特に、地面の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には十分注意を払うこと。 10 就業時間は厳守すること 11 就業先への行き帰りは、交通事故に気をつけること。 	<p>作業帽</p> <p>手袋</p>
整理作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 整理作業は、指定された区域を守って行うこと。 2 整理された自転車の安定には十分注意を払い、特に風の強い時は、より一層気をつけること。 3 整理作業中は、利用者等との無用のトラブルを避けること。 4 整理作業中は、利用者や通行人など、周囲に十分注意を払うこと。 	

<p>＜続き＞ 整理作業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 5 道路上の自転車整理を行う場合は、往来の自転車、バイク等に十分注意を払うこと。 6 新たに、この作業につく会員は、リーダー等ベテラン会員の指導のもと、安全就業に必要な作業方法や手順を身につけること。 7 リーダー等ベテラン会員は、安全就業の確保に留意し、他の会員の不安全行動を発見した時は、その都度指導すること。また、不安定状態を発見した時は、事務局に報告するなど、適切な措置をとること。 	
<p>移動・運搬</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 重量のある自転車の移動は、共同して慎重に行うこと。 2 移動は自分の限界を見極め、正しい無理のない姿勢で行い、特に腰部を痛めないように慎重に行うこと。 3 自転車を持って移動させる場合は、必ず両手を使ってフレーム、ハンドル、サドル、荷台の持ちやすい部分の二箇所をもって行うこと。 4 自転車を持ち上げる際は、両足を適度に開き身体を安定させ、特にバランスには十分注意を払うこと。 5 移動する際は、必要最小限の距離にすること。 6 長い距離を移動させる場合は、台車等を利用し、身体への負担を軽くする。 7 移動の際は、自転車が破損して利用者とのトラブルの原因とならないよう、乱暴に扱わないこと。また、通行人や駐車車両にぶつからないよう注意を払うこと。 8 移動後は、自転車が転倒しないようスタンドで直立しているか確認すること。 	
<p>利用者への指導・案内</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 自転車駐輪場などで利用者への置き場所の指導を行う場合は、ことば使いに配慮し、命令口調になったり、どなったりしないよう十分注意すること。 2 指導・案内作業中は、利用者とのトラブルの発生を絶対に避け、クレーム等に対しては、聞くだけに止めること。万一トラブルが発生した場合は、事務局へ連絡すること。また、暴行を受けたり急迫の危険を感じた時は、直ちに逃避し、最寄の交番や事務局に連絡すること。 3 自転車に警告書などを貼付する場合は、指定された位置、方法で貼付し、無理な姿勢で行わないこと。 	
<p>清掃作業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 清掃作業をする場合は、利用者や通行人等に迷惑をかけないように、周囲に十分注意を払うこと。 2 自転車整理作業の妨げとなる空き缶、空き瓶等は必ず取り除いておくようにすること。 3 道路上で作業をしなければならない場合は、往来の自動車、バイク等には十分注意を払うこと。 4 清掃用具を使用しない時は、安全で、じゃまにならない位置に置いておくこと。 	

附 則

この基準は、平成6年7月22日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年7月21日から施行する。

4 保険について

ｼﾊﾞ-での請負・委任就業では雇用関係はありませんので、労災保険は適用外です。

セﾀ-では独自に保険に加入しています。

万一作業中にケガをしたり、仕事先の品物を壊したときは、速やかにセﾀ-に報告してください。

1) 傷害保険：会員本人が就業中、身体に障害を受けた場合。

- ・ ｼﾊﾞ-独自で加入している「傷害保険」で適用します。
- ・ 但し派遣労働では「労災保険」が適用になります。

傷害保険

通院(90日/180日間)	1日につき	2,000円
入院(180日)	1日につき	3,000円
後遺症	最高	1,000万円
死亡		1,000万円



2) 賠償責任保険：会員が就業中に他人の身体・財物に損害を与えた場合。

- ・ ｼﾊﾞ-独自で加入している「賠償責任保険」で適用します。



賠償責任保険(一年間)

対人賠償	1人当たり	3,000万円
	1事故当たり	1億円
対物賠償	1事故当たり	1,000万円
		(免責1万円)

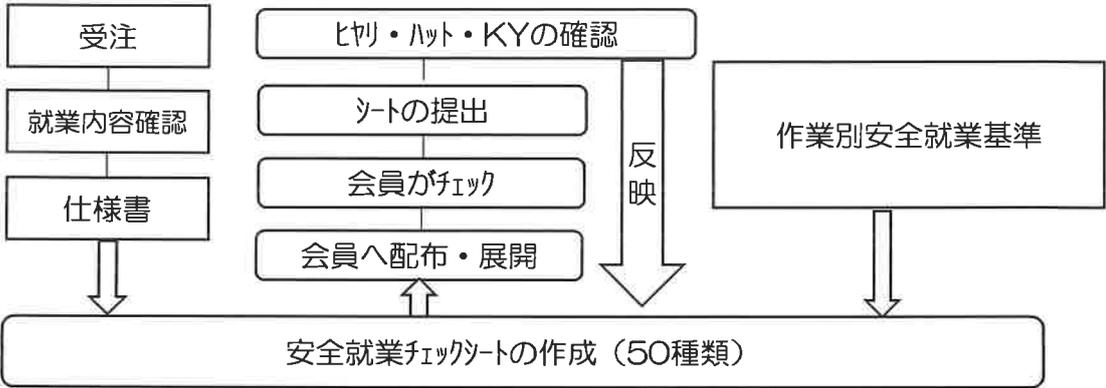
5 安全就業チェックシートについて

「作業別安全就業基準」や「作業ごとの仕様書」に基づき、繰り返して発生する作業上の注意事項をまとめたもので会員自らが作業前後にチェックを行い、安全作業の徹底を図るものです。

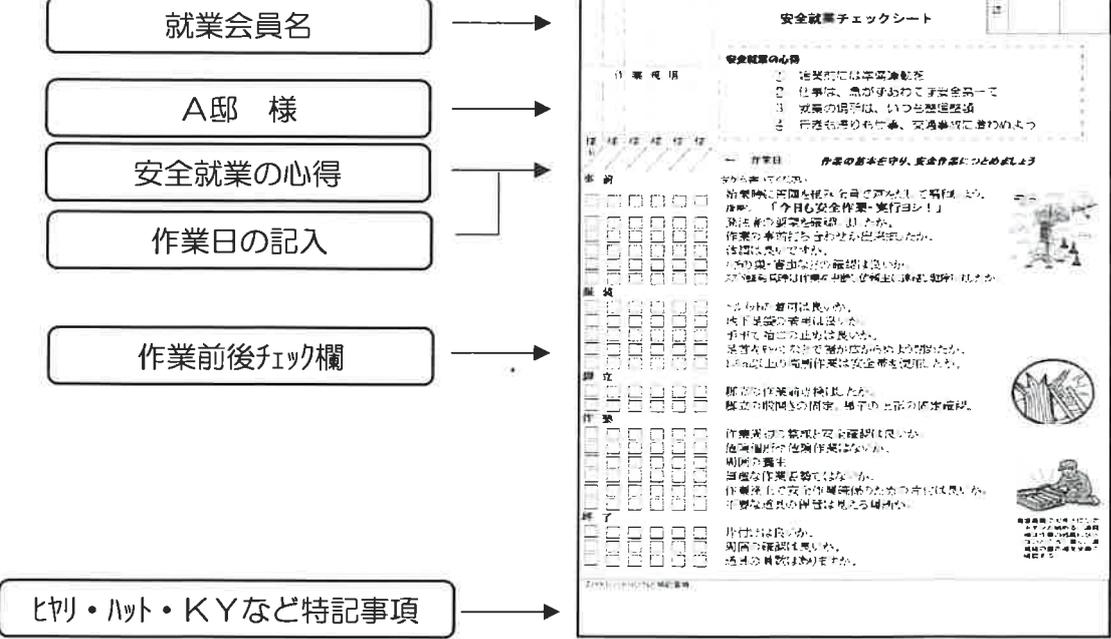
また、事故やヒヤリ・ハット・KYなどが発生した場合は安全就業チェックシートを改訂し、反映しています。

作業実施前後には「安全就業チェックシート」を活用して、安全に心がけ、事故のないようにしましょう。

<安全就業チェックシート活用の仕組み>



<安全就業チェックシート>

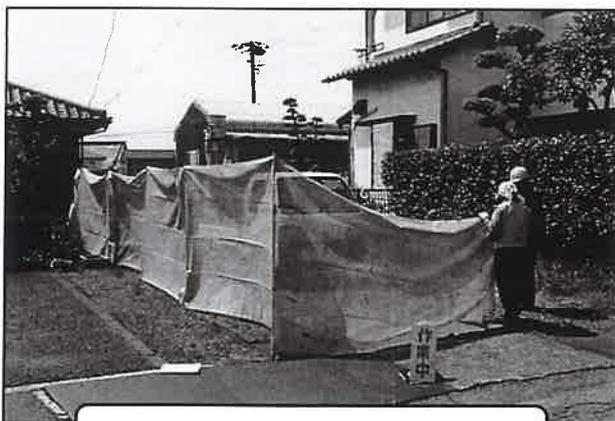
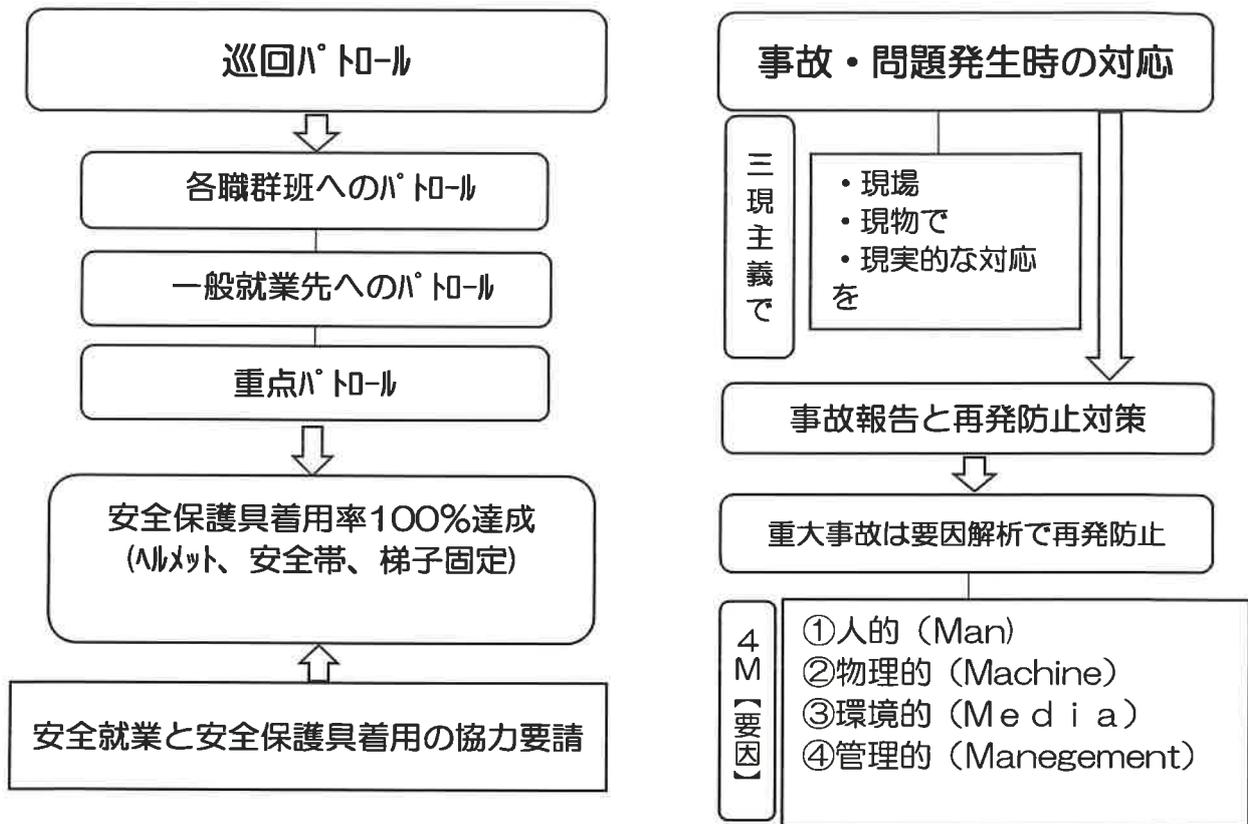


6 安全・適正就業パトロールについて

センターでは年間を通しての巡回パトロールや安全・適正就業委員会メンバーによる重点パトロールを実施しています。

パトロールの目的は「就業中の会員への激励と就業現場での作業状況など」を観察し、主に「安全保護具の着用状況や安全と適正就業について確認」をしています。

また、事故や問題が発生した場合は、就業現場を確認し、会員と一緒に、対策や再発防止を進めます。



草刈現場での飛散防止養生の確認

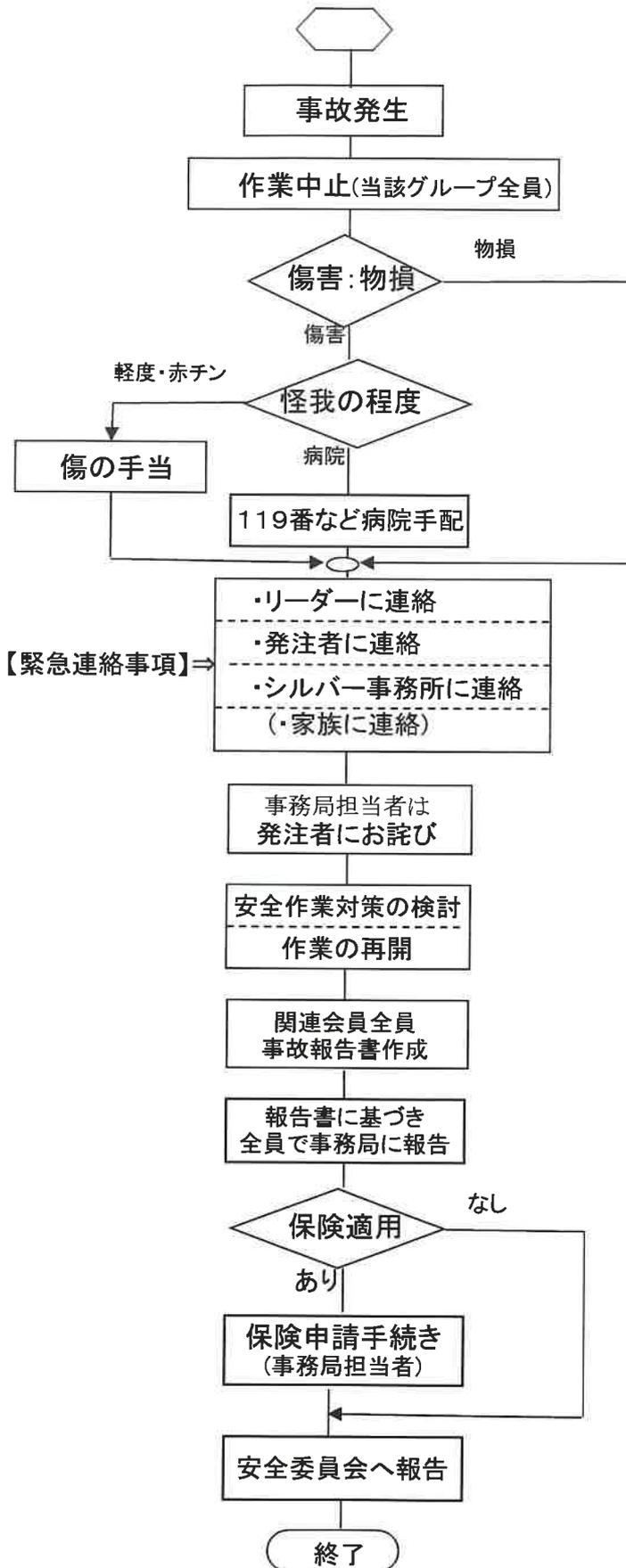


植木剪定作業での保護具使用状況

事故発生時の処理手順

R5.5.25

富士市シルバー人材センター
安全・適正就業委員会



☆傷害事故が発生したら、
まず怪我の手当て。

- ・当該現場の作業を中止し発注者及び事務局に連絡し指示に従う。
- ・作業再開前に安全作業対策を再度検討し、事務局員の許可を得て作業開始。
- ・報告は、グループ員全員で行う。
- ・事故連絡は、状況により連絡先の優先順位を決める。
- ・発生事故は安全・適正就業委員会へ報告する。

< メモ >

発行	平成31年4月	初	版
	令和 3年7月	第二改訂版	
	令和 5年6月	第三改訂版	

公益社団法人
富士市シルバー人材センター
〒417-0026
静岡県富士市南町1番3号

TEL 0545-53-1150

FAX 0545-53-1151

